

千葉県スポーツ指導者協議会規程

(名称)

第1条 本会は、「千葉県スポーツ指導者協議会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「千葉県スポーツ協会」という。）に置く。

千葉県稲毛区天台町323番地 千葉県スポーツ科学センター内

TEL 043 (254) 0023 FAX 043 (254) 0990

(目的)

第3条 本会は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者相互の連携と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進を図るとともに、千葉県民のスポーツ活動の普及・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の資質及び指導力の向上のための研修会の開催
- (2) 会員及び各種競技団体相互の連携並びに情報交換
- (3) その他本会の目的達成に関する事業

(組織)

第5条 本会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 日本スポーツ協会が公認したスポーツ指導者で、かつ、登録を完了した者
- (2) 千葉県スポーツ協会が養成した千葉県スポーツ安全指導者

2 本会に地域支部（以下「支部」という。）を設け、支部に関する事項は、別に定める。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 1名
- (5) 理事 15名
- (6) 監事 2名

2 必要により顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 各支部は、本会の役員3名を推選する。

2 本会の役員は、支部から推選された役員の中から総会で選出する。

3 前項の規定により、本会の会長、副会長、理事長、副理事長及び監事に選出され

た支部は、その人数を補充するものとする。

4 顧問は、総会で推薦し、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、総会の議決に基づいて事務を掌理し、総会の決定事項を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が不在のときは、その職務を代行する。
- (5) 理事は、会務を執行する。
- (6) 監事は、本会の会計並びに業務を監査し、総会で報告する。

2 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、四役会及び理事会とする。

2 会議は過半数の出席をもって成立し、議決は過半数をもって成立する。

(総会)

第11条 総会は、第6条に規定する役員をもって年1回開催し、事業計画、予算、事業報告及び決算の承認並びに役員選出等を審議する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(四役会)

第12条 四役会は、会長、副会長、理事長及び副理事長で構成し、総会に上程する議案等、重要事項を審議する。

2 四役会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(理事会)

第13条 理事会は、全理事で構成し、総会で計画された事業等を執行する。

2 理事会は、理事長が招集し、理事長が議長となる。

(専門部会)

第14条 本会は、各種研究事業について専門部会を設けることができる。

2 専門部会の名称並びに組織等は、総会の議決事項とする。

(入会)

第15条 本会に入会しようとする者は、当該年度の会費を添えて申し込まなければならない。

(退会)

第16条 本会は、次の各号に該当したときは、退会した者とみなす。

(1) 日本スポーツ協会によって公認された資格を失効したとき。

(2) 会費の未納が確認されたとき。

(表彰)

第17条 本会は、活動が顕著な会員を千葉県スポーツ協会及び日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者表彰の被表彰者として推挙するものとする。

(事業報告)

第18条 本会の事業は、千葉県スポーツ指導者協議会のホームページをもって報告するものとする。

(経費)

第19条 本会の経費は、会費、助成金、繰越金及び雑収入をもって充てる。

2 本会の会費は、年額2,000円とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第21条 この規程以外の事項については、細則を設け運用に支障のないようにするものとする。

2 細則の制定は、総会の承認事項とする。

附 則

昭和56年	6月28日	施行	
昭和58年	5月8日	改正	
平成2年	5月8日	改正	
平成13年	4月1日	改正	
平成14年	4月1日	改正	
平成18年	4月19日	改正	
平成20年	4月19日	改正	
平成21年	4月10日	改正	
平成24年	4月27日	改正	
平成26年	4月18日	改正	顧問職設置
平成29年	5月19日	改正	
令和元年	5月28日	改正	

千葉県スポーツ指導者協議会地域支部に関する事項

1 組織

千葉県スポーツ指導者協議会（以下「県協議会」という。）は、千葉県スポーツ指導者協議会地域支部（以下「支部」という。）を設ける。

支部は、千葉県民体育大会開催地域を基本とし、東部、西部、南部、北部及び中部の5支部とする。

2 役員の推選

各支部は、県協議会の役員3名を推選する。ただし、県協議会の会長、副会長、理事長、副理事長及び監事に選出された支部は、その人数を補充するものとする。

3 支部規程

支部の規程は、それぞれの地域性を考慮したものとする。

4 経費

支部の財源及び経費は、次のとおりとする。

- (1) 県協議会は、毎年度各支部へ、事業で要した経費を交付する。ただし、会員数に500円を乗じた金額を上限とする。
- (2) 各支部は、年度末までに当該年度の事業実績報告書を作成し、県協議会へ経費交付申請書を提出するものとする。
- (3) 各支部の経費は、県協議会交付金のほか事業参加料及び寄付金等で運営する。

5 事業

各支部は、組織の活性化を目的とした次の事業を展開する。

- (1) 公認スポーツ指導者の存在を掌握し、指導者の場を提供、確保することに努力する。
- (2) 地域スポーツ教室、地域スポーツクラブの活動助成等の委託事業を実施する。
- (3) 公認スポーツ指導者の資格更新のための講習会及び研修会を委託し、地方開催を活性化する。
- (4) 総合型地域スポーツクラブの組織化と安定型継続を支援する。
- (5) その他スポーツ指導者が関与する諸問題に対し迅速に対処する。

附 則

昭和56年	6月28日	施行
平成20年	12月17日	改定
平成21年	4月10日	改定
平成29年	5月19日	改定
令和元年	5月28日	改定